



長野県報

5月10日(木)
平成30年
(2018年)
第2972号

目次

告示

地方自治法施行令に基づく母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定による貸付金の元利償還金及び元利償還金の
違約金の収納事務の委託(こども・家庭課) 1

家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の返納(園芸畜産課) 1

河川区域の変更による廃川敷地等及び関係図面の縦覧(河川課) 2

地方自治法施行令に基づく県営改良住宅の家賃及び県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務の委託
(建築住宅課公営住宅室) 2

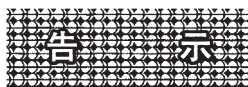
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課) 2

道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) 2

公告

土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) 3

道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査の実施(東北信運転免許課) 3



平成30年5月10日

長野県知事 阿部 守一

長野県告示第360号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第13条第1項、第31条の6及び第32条第1項の規定による貸付金(償還がされていない貸付金のうち別に指定するものに限る。)の元利償還金及び元利償還金に係る違約金の収納の事務を次のとおり委託しました。

- 1 受託者の所在地
東京都港区芝浦三丁目16番20号
- 2 受託者の名称
ニッテレ債権回収株式会社
- 3 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

こども・家庭課

長野県告示第361号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の返納があった旨通報がありました。

平成30年5月10日

長野県知事 阿部 守一

種畜証明書の返納

種畜証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前 (登録番号)	飼養者の住所氏名	等級	返納理由
第11028894237号	牛	黒毛和種 10288 9423 7	栄寿 (全和黒原4522)	塩尻市 長野県畜産試験場	2級	死亡のため

園芸畜産課

長野県告示第362号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示します。

関係図面は、この告示の日から1か月間長野県建設部河川課及び長野県大町建設事務所において縦覧に供します。

平成30年5月10日

長野県知事 阿部 守一

- 河川の名称
信濃川水系 一級河川 農具川
- 廃川敷地等が生じた年月日
平成30年5月10日
- 廃川敷地等の位置
大町市社字松崎6878番2地から同6880番2地まで
- 廃川敷地等の種類及び数量
土地 55.09平方メートル
- 河川法施行令(昭和39年法律第168号)第18条の規定により、なお効力を有するものとされる旧河川法(明治29年法律第71号)第44条ただし書きの規定によりこの廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3か月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

河川課

長野県告示第363号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、諏訪市に所在する県営改良住宅の家賃及び県営改良住宅を退去した者の滞納家賃の収納の事務を次のとおり委託しました。

平成30年5月10日

長野県知事 阿部 守一

- 受託者住所
長野市大字南長野南県町1003番地1
- 受託者氏名
長野県住宅供給公社
- 委託期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

建築住宅課公営住宅室

長野県佐久建設事務所告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年5月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年5月10日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 道路の種類 県道
- 路線名 借宿小諸線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2741番の9地先から 北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2793番の3地先まで	旧	10.8~27.2 m	0.1580 km
同 上	新	14.4~27.2	0.1580

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第6号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年5月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年5月10日

長野県飯田建設事務所長 坂田 浩一

- 道路の種類 県道
- 路線名 親田中村線
- 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市立石1526番の12地先から 飯田市立石860番地先まで	旧	3.3~5.3 m	0.3000 km
同 上	新	5.2~27.6	0.3000

道路管理課

長野県佐久建設事務所告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年5月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年5月10日

長野県佐久建設事務所長 市岡 進

- 路線名 借宿小諸線
- 供用を開始する区間
北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2741番の9地先から
北佐久郡御代田町大字御代田字上小田井2793番の3地先まで
- 供用を開始する期日 平成30年5月10日

道路管理課